

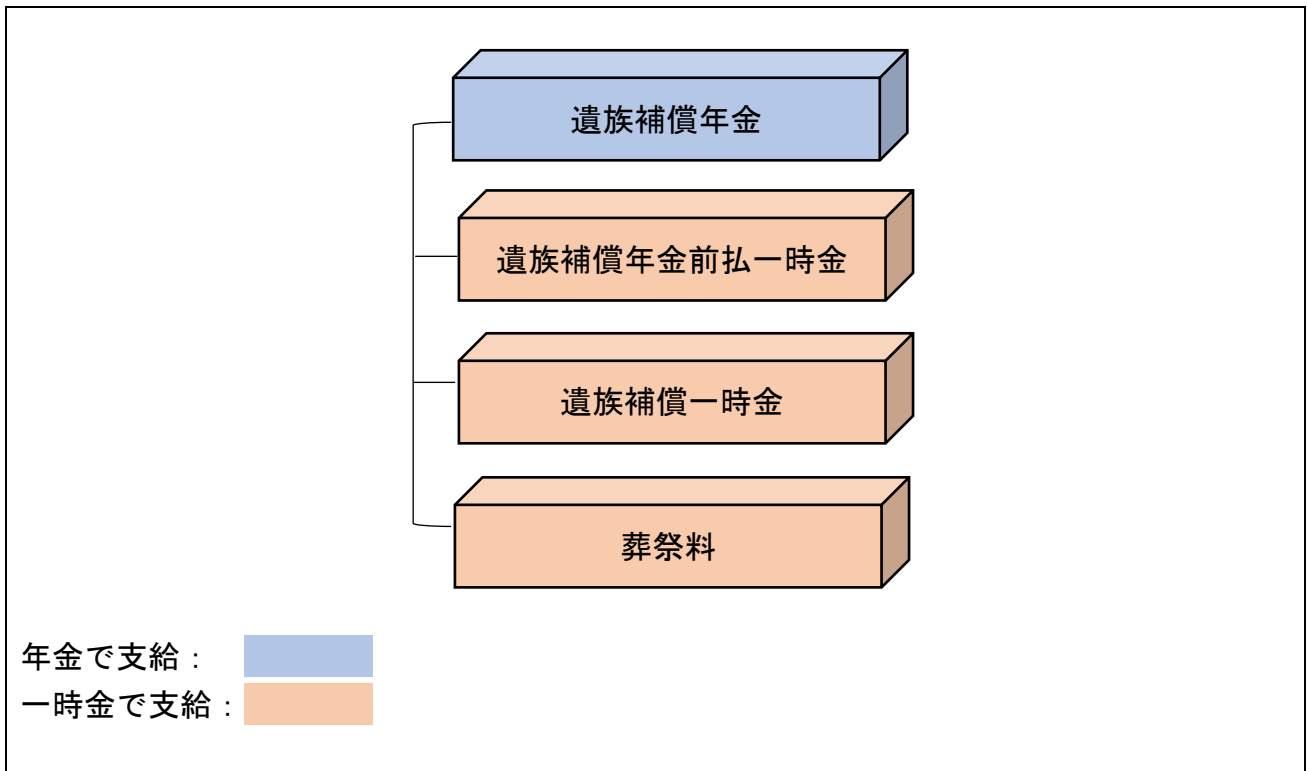
第 32 回目は、労働者災害補償保険法の遺族補償給付の解説を行います

[出題実績] ◎選択式 ○択一式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
⑤	⑤	—	—	○	⑤	—	③	—	○	⑥

上記のように頻出の項目です。

労働者災害補償保険法の死亡に関する（業務上災害の場合）全体像を確認していきます。



（通勤災害に関しては、上から遺族年金、遺族年金前払一時金、遺族一時金、葬祭給付）

死亡に関する保険給付として上記のように 4 種類あります。

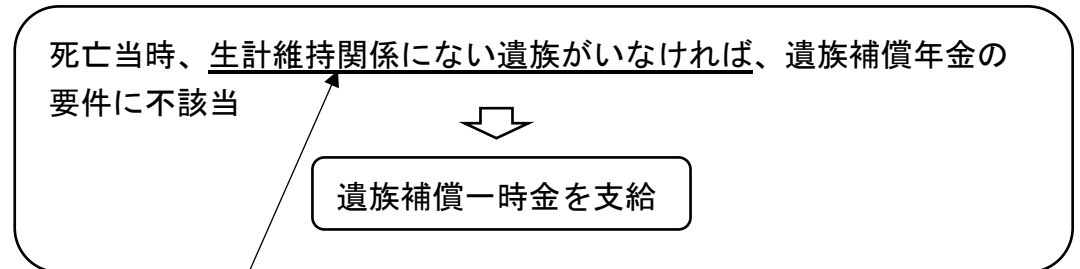
イメージとしては、4 つの箱をイメージします。

内容が混乱してしまうのを避けるためにも 4 つの箱をしっかりと押さえ（覚えて）いきます。

それでは、遺族補償年金から確認します。

- 要件に該当するかどうか
- 誰（遺族）に対して
- いくら（支給額）
- いつまで貰えるのか

という4つのポイントで確認していきます。



まずは、要件から確認します  
遺族補償年金が支給される要件は、

POINT	内容
①要件	労働者の死亡当時、 <u>生計維持関係</u> にあった一定の遺族がいること
②誰に	第1順位者から第10順位者（受給資格者）の内、最先順位者（受給権者）
③いくら	法別表1に規定する額
④いつから いつまで	支給すべき事由の生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終了（受給資格者が失権し、 <u>転給</u> ができなくなるまで）

最先順位の受給権者が失権した場合に次順位者が受給権者になることを転給と称します。  
受給資格者が存在する限り転給は繰り返されます。

労働者の死亡当時その収入により生計を維持していたことの認定は、

- ・当該労働者との同居の事実の有無
- ・当該労働者以外の扶養義務者の有無等により

⇒厚生労働省労働基準局長が定める基準により行なわれる。

①の要件から確認します。

要件は、労働者の死亡当時、生計維持関係の遺族がいることが必要になります。

具体例で確認します。

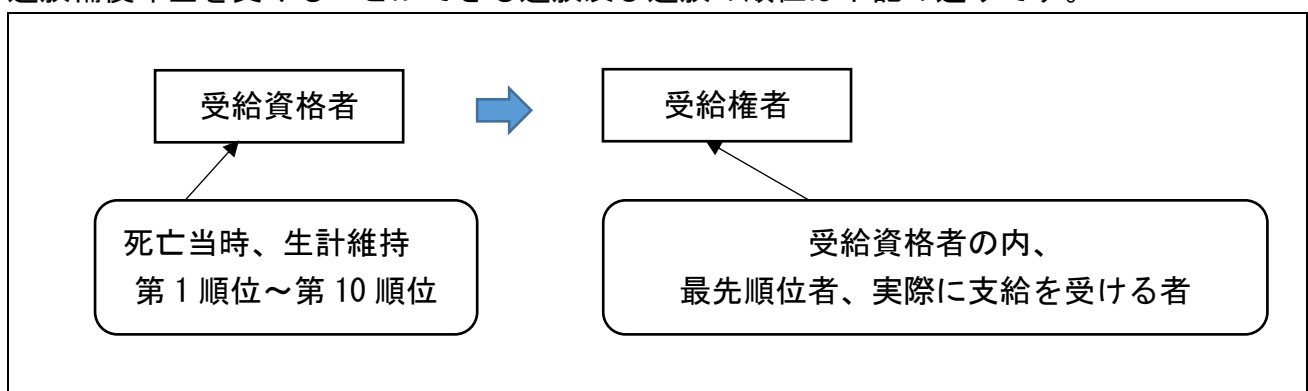
(独身の労働者が死亡した場合で、両親とも一定の障害者でない場合)

具体例	要件に該当するかどうか
両親（両親とも 54 歳） （死亡当時、生計維持関係）	両親ともに 60 歳以上、もしくは 55 歳以上 60 歳未満（若年支給停止者）でないので受給資格者でない。  この場合は、遺族補償一時金が両親に支給
両親（両親とも 56 歳） （死亡当時、生計維持関係）	死亡当時、生計維持関係にあったが、死亡当時 55 歳以上 60 歳未満のため 60 歳に達するまで支給が停止（若年支給停止）
両親（両親とも 60 歳） （死亡当時、生計維持関係なし）	死亡当時、生計維持関係にないので遺族補償一時金が両親に支給

ポイントは、死亡当時、生計維持関係にあり、受給資格者に該当する遺族がいる場合に遺族補償年金が支給されます。

次に②の誰に支給されるのかを確認します。

遺族補償年金を受けることができる遺族及び遺族の順位は下記の通りです。



障害等級第5級以上の身体障害若しくはこれと同程度に労働が制限される状態

遺族補償年金の受給資格者の範囲（法別表1）

順位	遺族		労働者の死亡当時の要件
1	配偶者	妻	年齢・障害要件不問
		夫	60歳以上又は一定の障害状態
2	子		・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか 又は ・一定の障害の状態
3	父母		60歳以上又は一定の障害の状態
4	孫		・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか 又は ・一定の障害の状態
5	祖父母		60歳以上又は一定の障害状態
6	兄弟姉妹		・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか 又は ・60歳以上又は一定の障害状態
7	夫		55歳以上60歳未満
8	父母		(若年支給停止者)
9	祖父母		
10	兄弟姉妹		

55歳以上60歳未満で遺族となった場合、60歳に達するまで支給停止  
ただし、60歳に到達しても、他に受給権者がいる場合は、受給資格者のまま。

●上記の1から10順位の者は、遺族補償年金を受けることができる資格を持っている者（受給資格者）で、その内の最先順位の者（受給権者）が遺族補償年金を受給できる遺族になります。

## 【覚え方】

①全部で 10 順位

②上から

1 順位…配偶者（妻・夫）

2 順位…子

3 順位…父母

4 順位…孫

5 順位…祖父母

6 順位…兄弟姉妹

「ハイ、シ、フ、ソン、ソ、ケイ」

ここまでは、「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」の順になります。

次に 7 順位から 10 順位は

7 順位…夫

8 順位…父母

9 順位…祖父母

10 順位…兄弟姉妹（若年支給停止者）

文字数が 1 文字ずつ増えます。

次に③のいくら貰えるのかを確認します。

## 【条文…法 16 条の 3（遺族補償年金の額）】

①遺族補償年金の額は、法別表 1 に規定する額とする。

②遺族補償年金を受ける権利を有する者が 2 人以上あるときは、遺族補償年金の額は、法別表 1 に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(法別表 1)

遺族の数	年金額
1 人	・ 給付基礎日額の 153 日分 ・ 55 歳以上又は一定障害の状態にある妻の場合 ⇒ 給付基礎日額の 175 日分（妻のみの）
2 人	給付基礎日額の 201 日分
3 人	給付基礎日額の 223 日分
4 人以上	給付基礎日額の 245 日分

遺族の数

受給権者及び生計を同じくしている受給資格者（若年支給停止者は除く）の合計額

若年支給停止者である受給資格者は、60 歳に達するまで  
⇒ 年金額の算定の遺族の数には算入しません。

## ▼具体例（全員一定障害でない）

夫：40歳 業務中に死亡し業務災害として認定 給付基礎日額：1万円  
妻：38歳（死亡当時、夫により生計維持関係）  
子：長男15歳と次男10歳

受給権者：38歳の妻  
受給資格者：15歳と10歳の子

上記の場合、遺族は3人になるので、給付基礎日額の223日分

⇒1年間の遺族補償年金の総金額は、1万円×223日＝223万円（給付基礎日数×223日）

年金は、「毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の6期に分け、それぞれその前月分まで」の2ヵ月を1単位として支給。

223万円÷2/12≒371,666円（端数処理）⇒371,700円

## 【端数処理】

年金たる保険給付（障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害年金、遺族年金および傷病年金）の年額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

実際には、偶数月に371,700円が受給権者である妻に支給されます。

上記の具体例を時間の流れで追いかけると、  
長男が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を過ぎた場合は、  
受給権者1人（妻）、受給資格者1人（次男）で、遺族の数が2人となり、  
⇒給付基礎日額の201日（201万円）に減額

次男が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を過ぎた場合は、  
受給権者1人（妻）で、遺族の数は1人となり、  
⇒給付基礎日額の153日分（153万円）が遺族補償年金の額になります。



妻が55歳に到達したら、  
⇒給付基礎日額は175日分（175万円）に増額



妻は、失権事由（例えば、死亡や婚姻した場合）に該当した場合に、遺族補償年金の権利が消滅

具体例では、給付基礎日額の1,000日分以上受給を受けているので遺族補償一時金の権利は当然生じません。

上記の具体例に関する条文を確認します。（額の改定）

具体例では、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を過ぎた場合

【条文…法16条の3第3項（年金額の改定）】

遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

（妻の増額事由）

- ①55歳になった場合
- ②一定の障害になった場合

【条文…法16条の3第4項（年金額の改定）】

遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

次に④のいつから支給されるかという

【条文…法9条（年金の支給期間）】

年金の給付は、支給すべき事由の生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わる。

死亡日が3月1日であっても、3月31日であっても年金の支給開始は翌月の4月からになります。

ただし、実務的には、行政が業務上災害の可否の認定をする時間を要します。認定されれば、支給すべき事由の生じた月の翌月分を含めて支給されます。

④のいつまで貰えるのかという、  
遺族補償年金の権利が消滅（失権）するまで支給されます。  
（要件に該当する限り、何十年と支給されます。）

【条文…法16条の4（遺族補償年金の失権）】

遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは、消滅する。（失権）

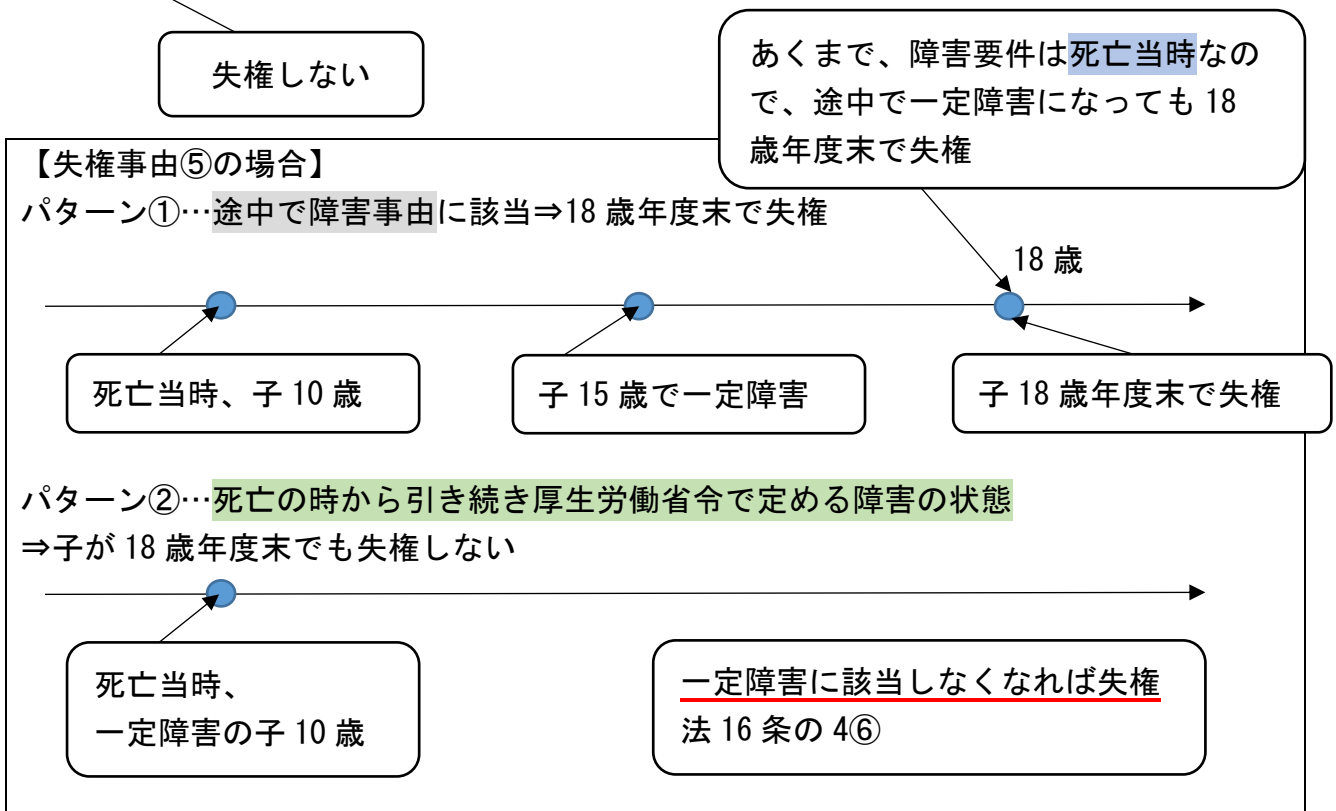
この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- ①死亡したとき。
- ②婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- ③直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- ④離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき。
- ⑤子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（労働者の死亡の時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）
- ⑥厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき  
（夫、父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は労働者の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。

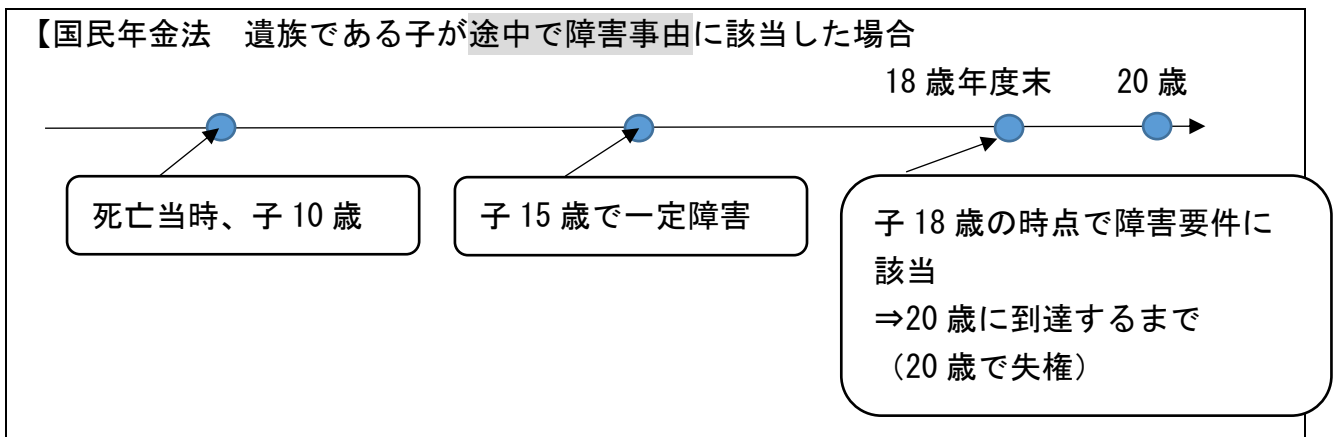
障害の程度が良くなり一定の障害状態に該当しなくなった場合



上記失権事由の⑤「子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（労働者の死亡の時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）」を確認します。



横断（国民年金法）



途中で一定障害になった場合

労災保険	国民年金
子18歳年度末で失権	18歳の時点で一定障害であれば、20歳まで延長

次回は、労働者災害補償保険法の遺族補償一時金等を確認します。

(完)